

## 第2章 フレックス工事

### 1 フレックス工事について

この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

また、契約締結後に受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

### 2 着工届の提出

着工届は着工後速やかに提出するものとする。

### 3 コリンズ登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後に速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

### 4 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき提出するものとする。

### 5 その他

工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

別紙様式

平成 年 月 日

(契約権者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

印

工 期 通 知 書

下記のとおり着工日を決めましたので報告します。

記

- |   |           |                              |    |
|---|-----------|------------------------------|----|
| 1 | 工 事 番 号   | 第                            | 号  |
| 2 | 工 事 名     |                              | 工事 |
| 3 | 工 事 場 所   |                              |    |
| 4 | 落札者決定日    | 平成 年 月 日                     |    |
| 5 | 工 事 の 始 期 | 平成 年 月 日                     |    |
| 6 | 工 期       | 工 事 の 始 期 か ら<br>平成 年 月 日 まで |    |

※契約の締結までに提出すること

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。